

これまでの検討チームでの議論についての 事業者の受け止め

2023年6月19日

原子力エネルギー協議会

事業者の受け止め（1 / 2）

- ✓ 初回の高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームにおいて示された、**「劣化評価等の技術的内容は運転開始後60年を超えない範囲については変更する必要がない」**との基本的な考え方については、**事業者としても同様の認識**であった。
- ✓ そのうえで、**新たな技術的事項**については、IAEAのSSG-25やSSG-48などを参照しつつ検討され、長期施設管理計画に**「サプライチェーンの管理」**について記載し、その仕組みが有効に機能していることが確認されることとなった。この「サプライチェーン管理」を含む**「非物理的な劣化」**に関しては、**従来事業者としても長期運転を行ううえでの重要な観点ととらえており、ATENAにおいてガイドラインを策定**し、それに基づき事業者が各種の取り組みを行ってきたところであり、検討チームにおいてもその概要を紹介させていただいた。
- ✓ 加えて、その他の論点として提示された**「監視試験片の暦年による取り出し」****「BWRプラントにおける非延性破壊に対する評価」**についても、事業者として意見を述べさせていただき、議論の結果、**科学的・技術的観点から合理的な見直し**が行われる方向となったものと認識している。

事業者の受け止め（2 / 2）

- ✓ また、**長期施設管理計画**については、第2回の検討チームにおいて、記載すべき内容についての考えを提示させていただいて以降、記載案について面談を重ねるとともに、前回の検討チームにおいても議論させていただいており、**効率的に記載案の作成を行うことができている**ものと認識している。
- ✓ **現在提示されている規則案等**については、以上のような経緯も経て作成されたものであることから、現時点において、**事業者として特段の意見はない**。
- ✓ **今後も検討チーム等の場を通じて、引き続き議論**させていただきたい。